

## 取立債権請求控訴，同附帯控訴事件について

### 事案の概要

被上告人ら（１審被告ら）は，不動産業者との間で土地を代金９２００万円で購入する旨の売買契約を締結し，手付金５００万円を支払ったが，履行期前に同不動産業者が営業を停止してその代表者が行方不明となったため，弁護士に委任して，訴訟を提起するなどして上記土地の引渡しや所有権移転登記を得た上，売主が行うものとされていた測量を行うなどして費用を負担した。

本件は，上記不動産業者の債権者である上告人（１審原告）が，上記売買契約の代金債権を差し押さえた上で，第三債務者である被上告人らに対して，差し押さえた売買代金債権に基づき合計２５００万円余の支払を求める事案である。

被上告人らは，売買残代金額を超える額の債務不履行等に基づく損害賠償債権を上記不動産業者に対して有しており，これによる相殺により売買代金債権は全て消滅したと主張して争っている。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は，被上告人らが，上記不動産業者に対して訴訟を提起するなどの事務を弁護士に委任したことによる弁護士報酬及びその他の費用について，債務不履行に基づく損害賠償債権を有するなど判断し，上記弁護士報酬額は９７２万８６００円を下らず，これにその他の費用７７２万１４００円を加えると売買残代金額である８７００万円以上となるから，上記損害賠償債権による相殺により売買代金債権は全て消滅したとして，上告人の請求を棄却した。
- ◇ 当審における争点は，被上告人らが上記の弁護士報酬について債務不履行に基づく損害賠償債権を有するか否かである。